

第四百四十六回国参議院法務委員会會議録第五号

平成十一年十一月十九日(金曜日)

午前十一時十六分開会

委員の異動

十一月十九日

辞任

岡野 裕君

補欠選任

山内 俊夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

風間 昶君

北岡 秀二君

塩崎 恭久君

竹村 泰子君

魚住裕一郎君

平野 貞夫君

委員

阿部 正俊君

岩崎 純三君

竹山 裕君

服部三男雄君

山内 俊夫君

吉川 芳男君

小川 敏夫君

角田 義一君

橋本 敦君

福島 瑞穂君

中村 敦夫君

松田 岩夫君

国務大臣

法務大臣

事務局側

常任委員会専門員

加藤 一字君

本日の会議に付した案件

○民法の一部を改正する法律案(第四百四十五回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○任意後見契約に関する法律案(第四百四十五回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第四百四十五回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○後見登記等に関する法律案(第四百四十五回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(風間昶君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、岡野裕君が委員を辞任され、その補欠として山内俊夫君が選任されました。

○委員長(風間昶君) 民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び後見登記等に関する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

四案につきましては、昨十八日、質疑を終局いたしております。

これより四案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、民法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(風間昶君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、任意後見契約に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(風間昶君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(風間昶君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、後見登記等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(風間昶君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、竹村泰子君から発言を求められておりますので、これを許します。竹村泰子君。

○竹村泰子君 私は、ただいま可決されました民法の一部を改正する法律案外三案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び自由党の各派並びに各派に属しない議員中村敦夫さん及び松田岩夫さんの共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び後見登記等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、新たな成年後見制度

の実施に当たり、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 新制度の実施に当たっては、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の改正理念が、制度の運用に十分に反映されるよう、制度の趣旨・内容について、関係者を始め広く国民に理解されるよう努めること。

二 新制度の運用が柔軟かつ弾力的に行われるためには、家庭裁判所の役割が極めて重要なものとなっていることにかんがみ、家庭裁判所の人的・物的強化及び研修の充実など、体制の整備に努めること。

三 新設される補助の制度に関しては、自己決定の尊重の理念に基づき、補助開始の審判、補助人・補助監督人の選任、補助人への同意権・代理権の付与及びその範囲等について、家庭裁判所調査官が本人との面談の機会を利用するなど、本人の意思を最大限に尊重して、柔軟かつ的確な運用に努めること。

四 成年後見人等の選任に当たっては、本人との利益相反のおそれのない信頼性の高い者が選任されるよう、成年後見人等となる法人及びその代表者と本人との利害関係の有無等の確認について適正な運用をするともに、選任後においても、家庭裁判所の監督の充実・強化に努めること。

五 成年後見制度について、地域福祉権利擁護事業等の福祉制度と連携を密にして、より有効に機能させるとともに、後見等の事務費用の負担、福祉関係諸団体への支援、後見人等に人材を確保するための研修など、実施体制の整備に努めること。

六 後見登記等は、戸籍記載に代わる新たな公示方法であることにかんがみ、戸籍から登記

への移行を促進させるとともに、登記事務の運用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮すること。また、利用者の利便の向上に資するため、登記の申請数等を勘案しつつ、利用しやすい登記所の体制の整備に努めること。

七 成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事由とする百十六件の資格制限規定については、更なる見直しを行うこと。

八 新たな成年後見制度について、運用状況、経済的状況、高齢者・障害者をめぐる社会状況等を勘案し、必要に応じて、見直しを行うこと。

九 聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とした改正の趣旨・内容について、周知徹底を図るとともに、視覚障害を含む全ての障害を持つ人の立場に立った適正な運用が行われるよう公証人等の指導に努めること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(風間和君) ただいま竹村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(風間和君) 全会一致と認めます。よって、竹村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、白井法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。白井法務大臣。

○国務大臣(白井日出男君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対応いたしてまいりたいと存じます。

○委員長(風間和君) なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(風間和君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時二十三分散会